

令和3年9月30日
株式会社 中国銀行

新型コロナウイルス感染症の影響を受けたお客さまに対する 融資条件変更手数料の免除期間の延長について

当行では、新型コロナウイルスの感染拡大により直接的・間接的な影響を受けた事業者さま、個人のお客さまに対する融資条件変更手数料の免除を実施しておりますが、免除期間を延長することとなりましたのでお知らせいたします。

今回の延長は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、多方面に広がっていることを踏まえた支援強化策の一環となります。新型コロナウイルス感染症の影響が認められるお客さまに対して融資の返済条件を変更する際の所定の手数料を免除いたします。

手数料免除の概要は下記のとおりです。

なお当行では今後も引き続き、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまへの万全のサポート体制の強化に尽力してまいります。

実施期間	延長前：令和2年4月10日（金）～令和3年9月30日（木） 延長後：令和2年4月10日（金）～令和4年3月31日（木）
免除手数料	・事業性融資の条件変更手数料（11,000円（税込み）） ・住宅ローン等条件変更手数料（11,000円（税込み））
対象となるお客さま	【事業性融資の条件変更手数料】 新型コロナウイルスの影響による売上減等により、元金返済の据置、借入期間の延長等の対応をおこなう法人および個人事業主。 【住宅ローン等条件変更手数料】 新型コロナウイルスの影響による収入減等により、元金返済の据置、借入期間の延長等される方。

以 上